

令和6年2月14日

〔 各 府 省 官 房 長 等
各 行 政 執 行 法 人 の 長
日 本 郵 政 株 式 会 社 人 事 部 長 〕 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「特定疾病に係る災害の認定手続等について」の一部改正
について（通知）

「特定疾病に係る災害の認定手続等について（平成20年4月1日職補一115
人事院事務総局職員福祉局長）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年
2月14日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1 特定疾病の認定手続関係 1・2 (略) 3 災害の概要報告 (略) (1) 心・血管疾患及び脳血管疾患 (略) ア・イ (略)	第1 特定疾病の認定手続関係 1・2 (略) 3 災害の概要報告 (略) (1) 心・血管疾患及び脳血管疾患 (略) ア・イ (略)

ウ 2. 災害発生前の業務従事状況等（「発症前1週間の勤務状況の詳細」、「発症前1月間の勤務状況の詳細」及び「発症前6月間の勤務状況」については、それぞれ超過勤務時間数の状況及び交替制勤務、宿日直勤務、出張等の状況を記載すること。なお、別添「発症前1週間の勤務状況調査票」、「発症前1月間の勤務状況調査票」及び「発症前6月間の勤務状況調査票」は添付しなくとも差し支えない。）

エ・オ (略)

(2) 精神疾患

(略)

ア 氏名、所属、職名、適用俸給表、所属部署の組織図又は機構図及び人事記録

イ (略)

ウ 2. 災害発生前の業務従事状況等（「災害発生前1月間の勤務状況の詳細」及

ウ 2. 災害発生前の業務従事状況等（「発症前1週間の勤務状況の詳細」、「発症前1か月間の勤務状況の詳細」及び「発症前6か月間の勤務状況」については、それぞれ超過勤務時間数の状況及び交替制勤務、宿日直勤務、出張等の状況を記載すること。なお、別添「発症前1週間の勤務状況調査票」、「発症前1か月間の勤務状況調査票」及び「発症前6か月間の勤務状況調査票」は添付しなくとも差し支えない。）

エ・オ (略)

(2) 精神疾患

(略)

ア 本人氏名、所属、職名、適用俸給表、所属部署の組織図又は機構図及び人事記録

イ (略)

ウ 2. 災害発生前の業務従事状況等（「災害発生日及び災害発生日前1か月間の

び「災害発生前6月間の勤務状況」については、それぞれ超過勤務時間数の状況及び休日勤務、勤務間のインターバル、深夜勤務、極端な不規則勤務、交替制勤務、宿日直勤務、出張等の状況を記載すること。なお、別添「災害発生前1月間の勤務状況調査票」及び「災害発生前6月間の勤務状況調査票」は添付しなくとも差し支えない。）

エ (略)

オ 4. 災害発生時の医師の所見等の欄中「主治医の診断書・意見」及び「診療録・診療要約」

カ・キ (略)

(3)～(5) (略)

4 災害の概要報告の時期

実施機関は、1の報告を受けてから3月以内に3の報告内容を人事院事務総局職員福祉局に報告できるよう、補償事務主任者と連携して事実関係の把握等に努めるものとする。

勤務状況の詳細」及び「災害発生日前6か月間の勤務状況」については、それぞれ超過勤務時間数の状況及び交替制勤務、宿日直勤務、出張等の状況を記載すること。なお、別添「災害発生日及び災害発生日前1か月間の勤務状況調査票」及び「災害発生日前6か月間の勤務状況調査票」は添付しなくとも差し支えない。

)

エ (略)

オ 4. 災害発生時の医師の所見等の欄中「主治医の診断書・意見」

カ・キ (略)

(3)～(5) (略)

4 災害の概要報告の時期

実施機関は、1の報告を受けてから3か月以内に3の報告内容を人事院事務総局職員福祉局に報告できるよう、補償事務主任者と連携して事実関係の把握等に努めるものとする。

5・6 (略)

7 調査の人事院事務総局職員福祉局に対する報告の時期

実施機関は、5の調査方針が定まってから、困難事案（災害発生前6月間の勤務状況の詳細等を調査する必要がある事案）にあつては6月以内、それ以外の事案にあつては2月以内に調査結果をまとめ人事院事務総局職員福祉局に報告するよう努めるものとする。

8 (略)

第2・第3 (略)

5・6 (略)

7 調査の人事院事務総局職員福祉局に対する報告の時期

実施機関は、5の調査方針が定まってから、困難事案（災害発生前6か月間の勤務状況の詳細等を調査する必要がある事案）にあつては6か月以内、それ以外の事案にあつては2か月以内に調査結果をまとめ人事院事務総局職員福祉局に報告するよう努めるものとする。

8 (略)

第2・第3 (略)

以 上